

草津市都市再生本部会議設置要綱の一部改正について

◆概要

都市再生本部会議は、草津川跡地の土地活用の検討と併せて、草津川跡地を含めた中心市街地活性化基本計画（以下中活計画）の策定や、中心市街地エリアの活性化とエリアマネジメントを担う組織としての草津まちづくり株式会社の設立等必要な事柄について庁内の意思決定を図ることを目的として平成24年4月に設置されたものであり、中活計画策定以降は、草津川跡地整備をはじめとする、エリア内の施設整備を中心に議論を行ってまいりました。

今後新たに整備される施設も含めて利活用をあらゆる観点から考える必要があり、施設整備後の利活用を効果的に進め、中心市街地のさらなる活性化と市全体の推進力の強化を図るため、総括副部長で構成される幹事会を設置するものです。

なお、幹事会の運用につきましては、「庁議および市政戦略会議の運営方針」における総括副部長会議の運用に準ずるものとします。

◆主な変更点

本部会議の事務を補助するために幹事会を置く

幹事会構成

幹事長	都市計画部副部長（総括）
幹事	総括副部長会議の構成員